

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 24 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 7 日から 令和 8 年 8 月 17 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 24 日から 令和 8 年 8 月 28 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 24 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目

地 番 2 番 3 9

地 目 宅地

地 積 2 0 0 . 1 0 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4

2 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目 2 番地 3 9

家屋 番号 2 番 3 9

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 2 . 9 3 平方メートル
2 階 6 1 . 2 7 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫

構 造 軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 2 3 . 7 6 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 8 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目

地 番 2 番 3 9

地 目 宅地

地 積 2 0 0 . 1 0 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4

2 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目 2 番地 3 9

家屋 番号 2 番 3 9

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 2 . 9 3 平方メートル
2 階 6 1 . 2 7 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫

構 造 軽量鉄骨造平家建

床 面 積 約 2 3 . 7 6 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4



令和 8 年(ケ)第 7 号
令和 8 年 2 月 1 9 日受理
令和 8 年 3 月 3 0 日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所
執行官

菅 原 誠

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目

地 番 2 番 3 9

地 目 宅地

地 積 2 0 0 . 1 0 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4

2 所 在 札幌市手稲区前田四条七丁目 2 番地 3 9

家屋 番号 2 番 3 9

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 2 . 9 3 平方メートル

2 階 6 1 . 2 7 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 6

共有者 B 持分 1 0 分の 4



228

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	札幌市手稲区前田4条7丁目2番31号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者全員） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：車庫 構造：軽量鉄骨造 床面積：23.76平方メートル }		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

（ 2 枚目）

そ の 他 の 事 項

■ 土地関係

- 1 法務局備付け図面等を基に概測した結果、ほぼ登記どおりと推測されるが、境界石は確認できず、正確な位置及び面積の把握には専門家の測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 目的土地は、平坦であり、北東側道路及び他の隣接地とは、概ね等高に接面している。
- 3 北東側部分がインターロッキング敷になっている。

■ 建物関係

- 1 台所入口付近の壁クロスが一部剥がれている。
- 2 Aによると、設備で不具合のあるものはないとのことである。
- 3 南西側に共有者共有の木製塀（高さ約1.5メートル）がある（土地建物位置関係図参照）。

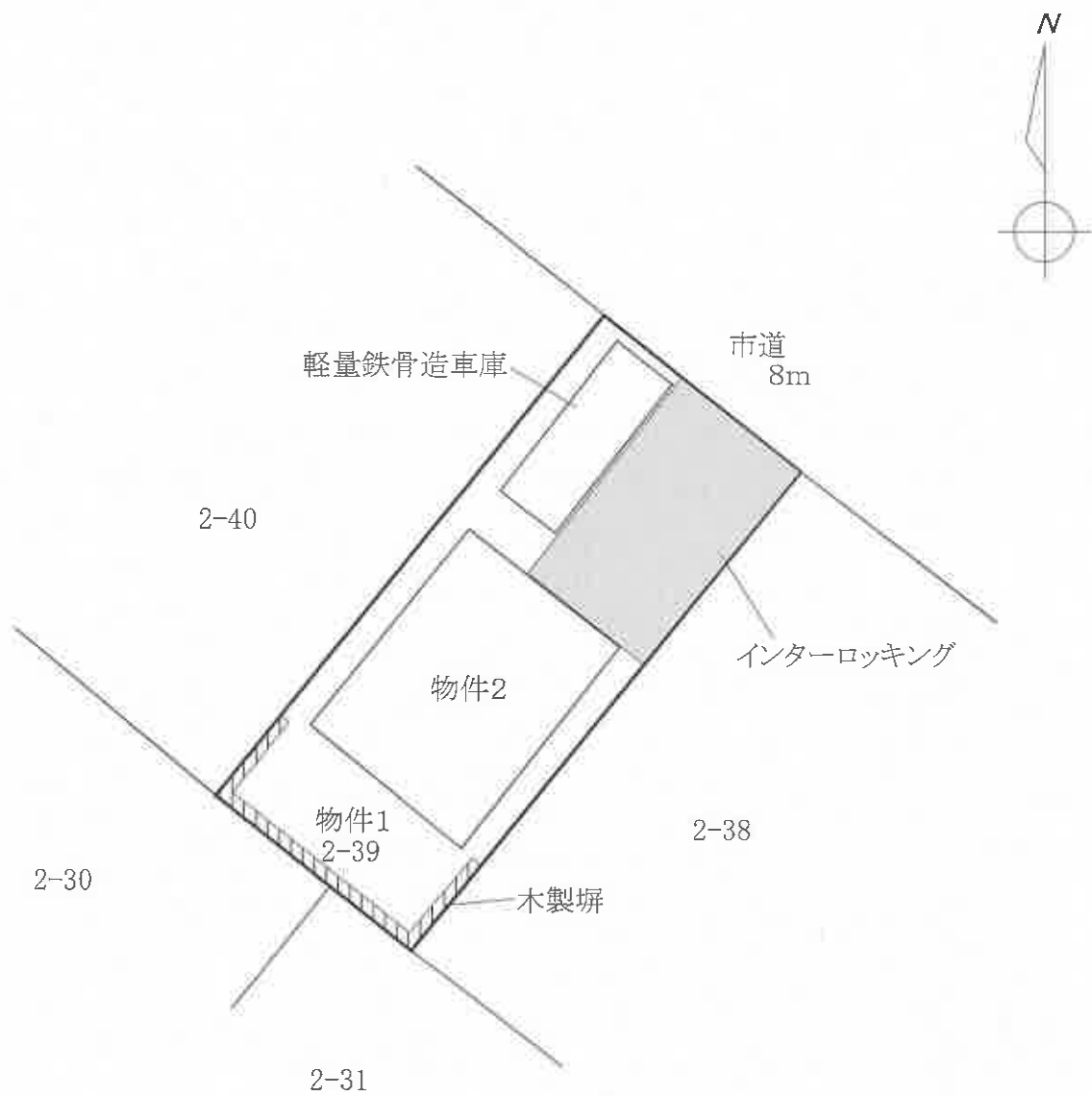
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (共有者Bの代理人)	1 私は、共有者Bの代理人弁護士です。 2 Bは、現在目的建物には住んでいませんので、調査には立ち会えません。 3 目的建物には、現在Aが一人で住んでいます。Aには、Aが目的建物に住み続けると言った際にAがBの分も含めて住宅ローンを負担することになっていましたが、ローンは支払われていないので、BからAの破産申立てをしました。 なお、Aが目的建物に住み続けると言った際には、家賃や期間の話はしませんでした。
■ A (共有者)	1 私は、令和2年5月ころから目的建物に一人で住んでいます。 2 私が目的建物に住み続けると言った際にBから家賃や期間の話は出ず、また、Bは、私が目的建物に住み続けることを明確に反対しませんでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 2月24日(火) 9:30— 9:35	(インターネット)	登記情報提供システム(目的土地上の既登記建物調査)
8年 2月24日(火) 11:25— 11:30	(電話)	破産管財人から聴取
8年 2月26日(木) 14:00— 14:15	物件所在地	不在, 占有調査, 外部調査, 写真撮影, 連絡文書差入れ
8年 3月 2日(月) 16:00— :	(郵便)	Bに照会書及び連絡文書送付
8年 3月 5日(木) 9:15— 9:30	(電話)	Cから聴取
8年 3月11日(水) 11:30— 11:40	物件所在地	不在, 外部調査, 連絡文書差入れ
8年 3月19日(木) 14:50— 15:30	物件所在地	立入調査, 所有者に面談, 外部調査, 写真撮影, 評価人同行
(特記事項) ■ 令和 8年 3月19日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 解錠技術者を同行して臨場した。 執行に際し所有者等の抵抗が予想されたので, 立会人を立ち会わせた。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

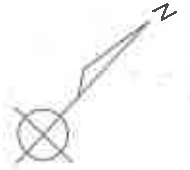
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

土地建物位置関係図

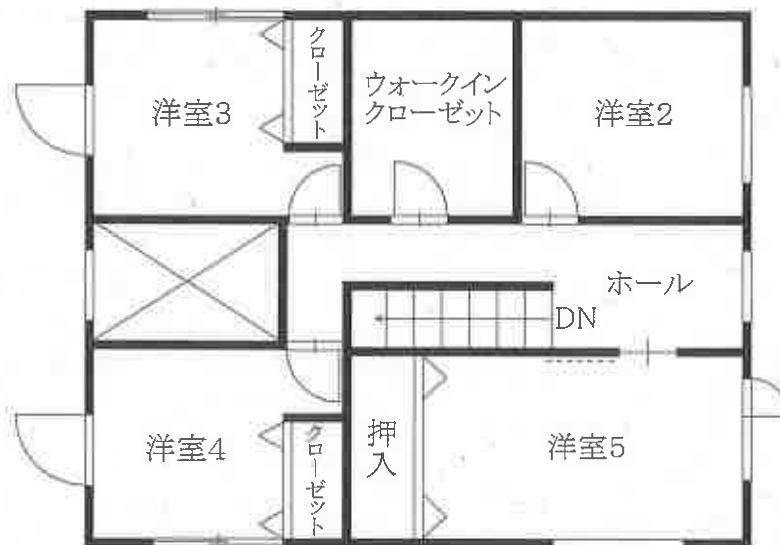


縮尺 約1/250

建物間取図



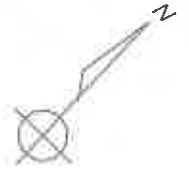
1階



2階

縮尺 約1/100

建物間取図



附属建物

縮尺 約1/100

全景(北東側から撮影)



居間



台所



浴室



洋室1



洋室2



洋室3



洋室4



令和 8 年 （ ケ ） 第 7 号
令和 8 年 3 月 19 日現地調査
令和 8 年 3 月 30 日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原 口 康 洋

第1 評価額

一 括 価 格		
金 29,260,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金 9,600,000 円	
物件2（建物）	金 19,660,000 円	

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記 上	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市手稲区前田四条七丁目 2番39 宅地 200.10m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	札幌市手稲区前田四条七丁目 2番地39 2番39 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 62.93m ² 2階 61.27m ² 延 124.20m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
2	・未登記の軽量鉄骨造車庫（附属建物・約23.76m ² ）がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「稲積公園」駅の北方道路距離約1.3km JR北海道バス「前田6条6丁目」停留所の西方道路距離約530m
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域であり、地勢は概ね平坦である。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分：市街化区域 用途地域：第2種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 防火規制：建築基準法第22条区域 その他の規制：18m高度地区、自動車ふくそう地区、出水のおそれのある区域、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域
画地条件	間口約9.1m、奥行約22.1m、規模200.10㎡の長方形の中間画地である。 隣接地及び前面道路とは概ね等高である。
接面道路の状況	北東側が幅員約8mの舗装市道稲積122号線（建築基準法第42条1項1号に該当）に接面する。
土地の利用状況等	物件2及び附属建物の敷地等として利用されている。 ・目的外建物 なし 南東側・南西側・北西側隣接地は戸建住宅、北東側は市道敷地である。
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり

※ 特記事項は次ページへ続く。

特 記 事 項	・札幌市埋蔵文化財センターの公表資料にて確認したところ、対象土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当していない。 ・現地調査の結果、境界標は確認できなかった。また、法務局備付図面等をもとに概測を行ったが、面積等の正確な確認は別途専門家による測量を要するものである。 ・物件2の建物の南西側に木製塀（高さ約1.5m）が設置されている。また、物件2の建物の北東側にインターロッキングが敷設されている。（「土地建物位置関係図」参照） なお、これらの木製塀、インターロッキングは経過年数等から経済価値なしと判断した。 ・対象土地については、現地調査、登記簿調査及び過去の住宅地図調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成27年5月12日 新築 経過年数 約 11 年 経済的残存耐用年数 19 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 合金メッキ鋼板 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : フローリング等 設 備 : 電気設備、給排水設備、暖房給湯設備、衛生設備等 その他 : 特になし
床 面 積 (現 況)	前記「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	階 層 : 2階建 現況用途 : 居宅 間 取 り : 5LDK (「建物間取図」記載のとおり)
品 等	総 合 : 普通 使用資材 : 普通 施 工 : 普通
保守管理の状態	老朽化の程度は経年相応であり、保守管理の状態は普通である。
建物の利用状況	現況調査報告書参照

※ 特記事項は次ページへ続く。

特 記 事 項	・札幌市建築指導課において、本件建物は建築確認及び検査済証の交付を受けていることを確認したが、附属建物については未了である。 ・敷地内北東側に未登記の軽量鉄骨造車庫（約23.76㎡）がある。 ・1階台所付近内壁クロスの一部が剥がれている。 ・目視可能な部分において吹付けアスベストは確認されなかったが、詳細については専門調査機関による調査を要する。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	100,000	1.00	200.10	1.00	20,010,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ標準価格を 100,000円/㎡ と査定した。

イ 個 別 格 差：なし

ウ 地 積：登記記載面積

エ 建 付 減 価：なし

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお附属建物（車庫）については現況を勘案して300,000円と査定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	230,000	124.20㎡	0.57	16,283,000
附属 建物	—	—	—	300,000
合 計				16,583,000

ウ 現価率

(経済的残存耐用年数 19 年 / 経済的全耐用年数 30 年) × (1－観察減価 0.1)

≒ 0.57

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	20,010,000	40%	法定地上権	8,004,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	20,010,000	-8,004,000	—	1.00	0.80	—	9,600,000
2	16,583,000	8,004,000	—	1.00	0.80	—	19,660,000
一括価格 (合計)							29,260,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：修正を要しないと判断した。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量の上、競売市場修正率として0.80を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 (札幌手稲-17)
所 在 : 札幌市手稲区前田2条11丁目330番25
住 居 表 示 : 「前田2条11-9-16」
価 格 : 115,000円/㎡
位 置 : JR函館本線「手稲」駅の北東方道路距離約740mに位置する。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 192㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道、都市ガス
接 面 道 路 : 北東側8m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅等が建ち並ぶ利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

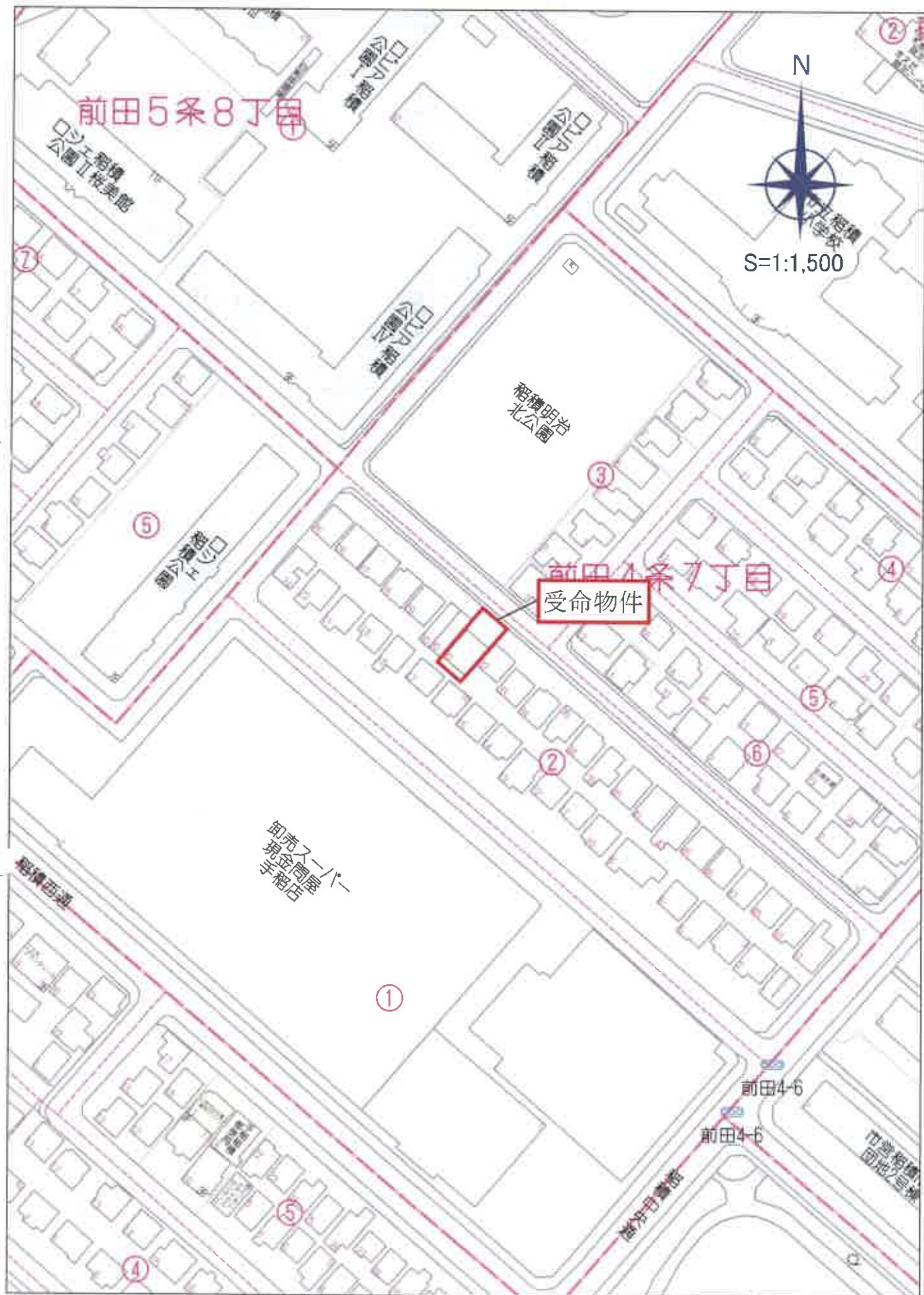
物件1 11,665,800 円
物件2 7,252,900 円
附属建物 408,500 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 付属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し(A3をA4に縮小)
- 3 地積測量図写し(A3をA4に縮小)
- 4 建物図面・各階平面図写し(A3をA4に縮小)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

位置図



60m

1:1500

Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.

禁無断複写複製

株式会社クレスト鑑定

Z2016496-20260302112633

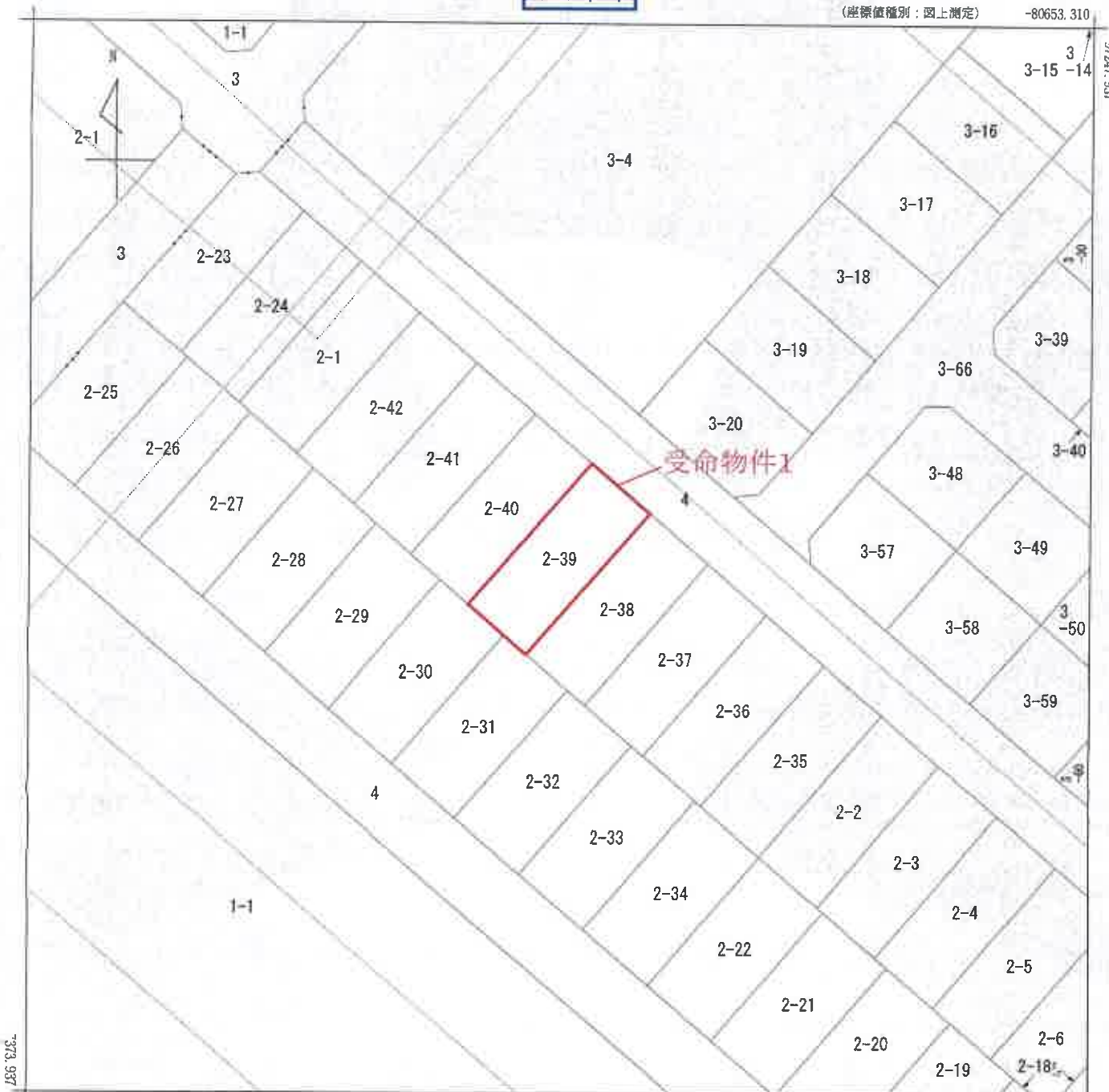
© 2026 ZENRIN CO.,LTD.(Z25AB第722号)

公 図

(座標値種別：図上測定)

-80653.310

-97247.937



-80778.310

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
前田五条
8丁目
前田四条8丁目
前田四条7丁目

請求部	所在	札幌市手稲区前田四条七丁目				地番	2番39			
出力縮	1/500	精度区分		座標系 番号又は 記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和57年3月				備付年月日 (原図)	平成9年6月2日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局西出張所管轄)

令和8年1月5日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：17-1

(1/1)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局西出張所管轄)

令和8年1月5日 東京法務局中野出張所

東京法務局中野出張所

請求番号: 17-2

地 番	2-1、2-27~2-42
-----	---------------

地図番号		境界線の種類及び境界点の記号又は点名		
種類	コンクリート壁	全長	全長	全長
既設	K78, B97, B22	K59, B11, B21		
新設				
区 A ² - 11				
与点の種類		④ 公共用車庫	口 図 終 点	ハ 登記簿地点

	点名	X座標	Y座標
1	新街三叉点	1030A	-97447.633
2	新街三叉点	1030B	-80839.807
3	新街三叉点	10B08	-87262.242
4	新街三叉点	10D72	-80991.158
5	新街三叉点	10D75	-97411.256
6	新街三叉点	10D75	-80816.962
7	新街三叉点	10D75	-97067.537
8	新街三叉点	10D75	-80314.777

受命物件1

2-24	22.062	(11) 2-1	22.063	(17) 2-42	22.062	(16) 2-41	22.063	(15) 2-40	22.063	(14) 2-39	22.063	(13) 2-38	22.062	(12) 2-37	22.063	(11) 2-36	22.063	(10) 2-35	22.063	2-2
2-26	20.050	(2) 2-27	20.050	(3) 2-28	20.050	(4) 2-29	20.050	(5) 2-30	20.050	(6) 2-31	20.050	(7) 2-32	20.050	(8) 2-33	20.050	(9) 2-34	20.050	(9) 2-34	20.050	2-22

5

測量年月日	平成25年6月20日
測量員	Y 竹本

作者

咸豐二十六年六月二十三日作成)

申請 證人

1/500

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (札幌法務局西出張所管轄)
 令和8年1月5日 東京法務局中野出張所 登記官

地図番号	地番	境界線の種類及び境界線の配号又は点名	金属板
区A ² -11	既設	K78, K97, K222	K59, K61, K61
与点の種類	新設	公共基盤点	ロ、図根点、ハ、登記基盤点
			ニ、

地番 2-1、2-27~2-42
 土地の所在 札幌市手稲区前田4条7丁目

土地所測量図 4-3

表測量

地番	(9)2-34	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K21		-97351.011	-80705.350	-20.653	2010786.960183	
K71		-97354.493	-80712.901	5.551	-440414.790643	
K30		-97339.316	-80699.799	20.653	-2010348.893348	
K22		-97345.834	-80692.248	-5.551	540356.724534	
				倍面積	400.000726	
				面積	200.000363	
				地積	200.00 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(10)2-35	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K22		-97346.834	-80692.248	-21.283	2071811.385022	
K61		-97339.907	-80699.114	7.551	-735013.637167	
K51		-97323.206	-80684.697	21.283	-2071329.762988	
K11		-97329.133	-80677.831	-7.551	734932.852253	
				倍面積	400.237250	
				面積	200.118625	
				地積	200.11 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(11)2-36	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K61		-97339.907	-80699.114	-21.283	2071685.240681	
K62		-97333.981	-80705.980	7.551	-734948.990531	
K52		-97317.290	-80691.563	21.283	-2071203.670240	
K51		-97323.206	-80684.697	-7.551	734857.528506	
				倍面積	400.209416	
				面積	200.104208	
				地積	200.10 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(12)2-37	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K61		-97333.981	-80705.980	-21.282	2071461.789542	
K63		-97328.054	-80712.845	7.551	-734824.137194	
K53		-97311.353	-80698.429	21.282	-2070980.214546	
K52		-97317.290	-80691.563	-7.551	734842.781280	
				倍面積	400.214622	
				面積	200.107310	
				地積	200.10 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(13)2-38	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K63		-97328.054	-80712.845	-21.282	2071335.645228	
K64		-97322.127	-80719.711	7.551	-734879.389977	
K54		-97305.426	-80705.294	21.282	-2070854.076132	
K53		-97311.353	-80698.429	-7.551	734798.026503	
				倍面積	400.214622	
				面積	200.107310	
				地積	200.10 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(14)2-39	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K64		-97322.127	-80719.711	-21.283	2071306.828941	
K65		-97316.201	-80726.577	7.551	-734834.633761	
K55		-97299.500	-80712.160	21.283	-2070825.256500	
K54		-97305.426	-80705.294	-7.551	734783.271726	
				倍面積	400.208416	
				面積	200.104208	
				地積	200.10 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(15)2-40	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K65		-97316.201	-80726.577	-21.283	2071180.705983	
K66		-97310.274	-80733.443	7.551	-734798.878974	
K56		-97293.573	-80719.026	21.283	-2070699.114159	
K55		-97299.500	-80712.160	-7.551	734708.524500	
				倍面積	400.237250	
				面積	200.118625	
				地積	200.11 m ²	
				坪数	60.53 坪	

地番	(16)2-41	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _{n+1} -X _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO						
K66		-97310.274	-80733.443	-21.283	2071054.561542	
K67		-97304.347	-80740.309	7.551	-734746.124197	
K57		-97287.647	-80725.892	21.283	-2070572.991101	
K56		-97293.573	-80719.026	-7.551	734663.769723	
				倍面積	400.215967	
				面積	200.1079835	
				地積	200.10 m ²	
				坪数	60.53 坪	

作成者

申請人

縮尺 1/

平成 26 年 6 月 23 日作成

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成27年5月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局西出張所管轄)
令和8年1月5日 東京法務局中野出張所

登記簿

各階平面図

家屋番号 2-39

建物図面

建物の所在 札幌市手稲区前田4条7丁目2番地39

1階

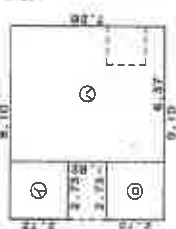
①	7.28 × 7.28	52.9984
②	1.82 × 4.55	8.2810
③	1.82 × 0.91	1.6558
計		62.9352



床面積 62.93 ㎡

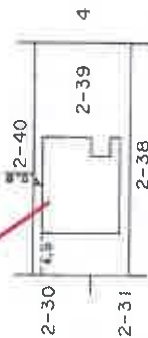
2階

①	2.73 × 2.73	7.4529
②	2.73 × 2.73	7.4529
③	6.37 × 7.28	46.3736
計		61.2794



床面積 61.27 ㎡

受命物件2



作成者

縮 1/250
尺 1/


(札幌土地家屋調査士会用紙)

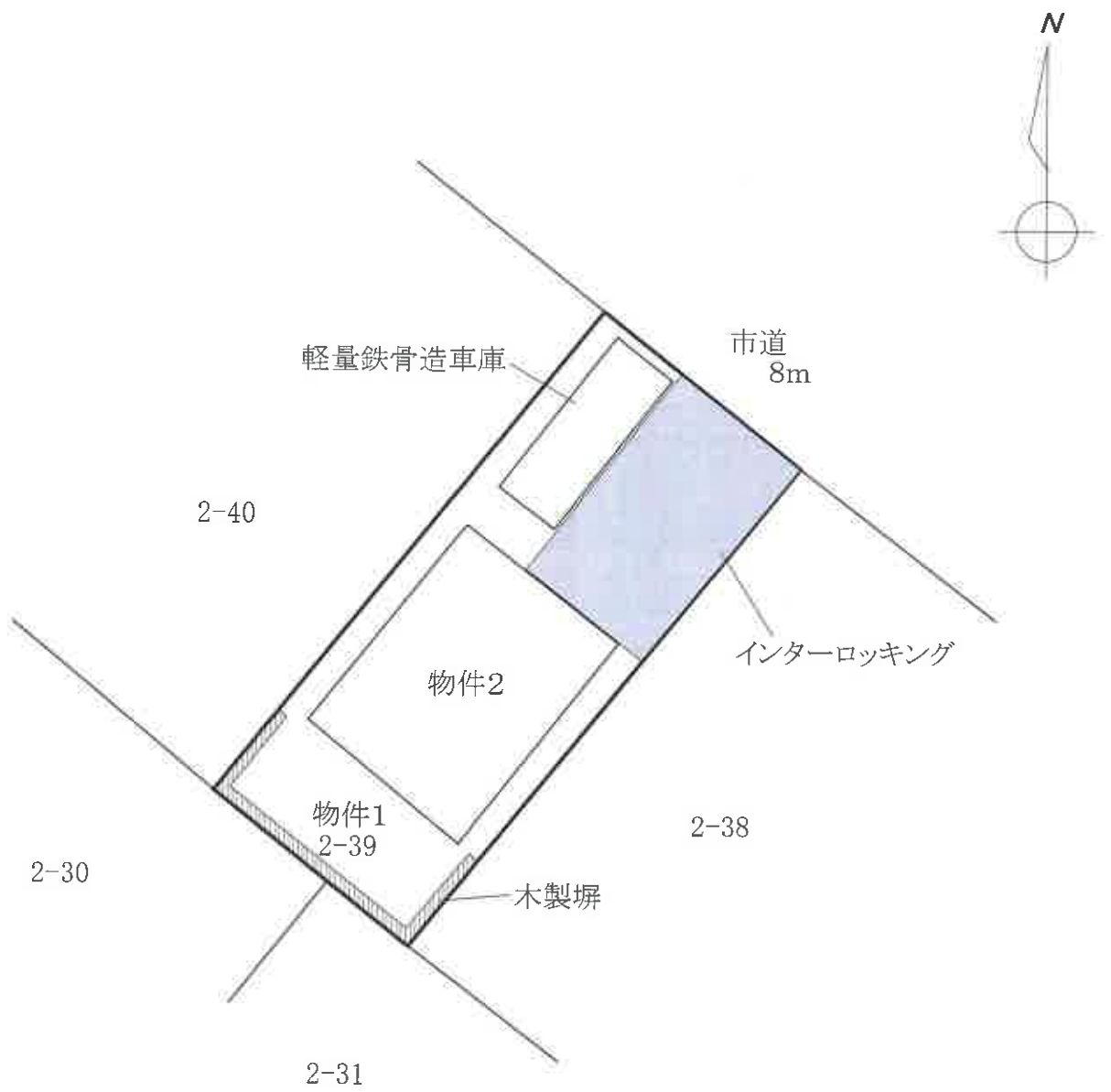
申請人

縮 1/500
尺 1/

案件番号NO. 1500041

本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

土地建物位置関係図

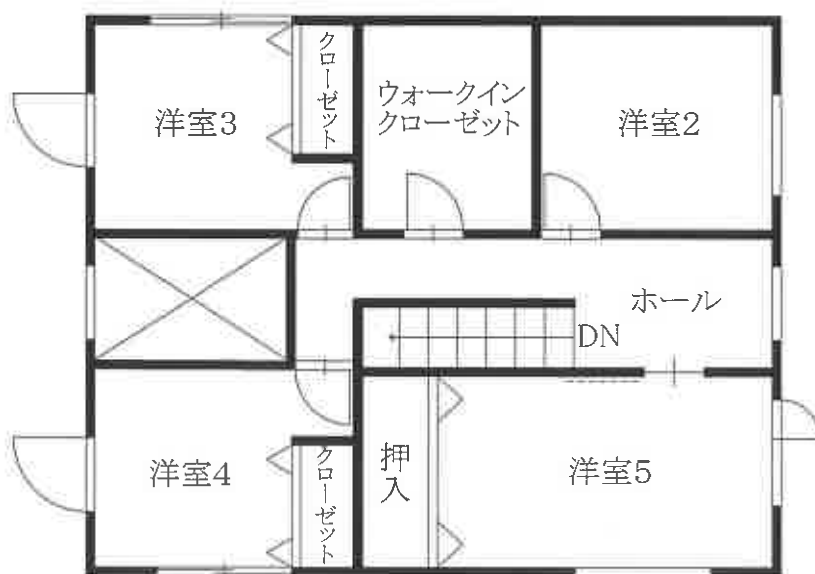


縮尺 約1/250

建物間取図

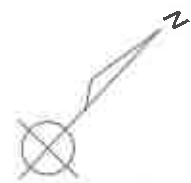


1階



2階

建物間取図



附属建物